

## 「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」規約

平成 30 年 11 月 16 日

一部改正 平成 30 年 12 月 3 日

一部改正 令和 3 年 4 月 1 日

### （名称）

第 1 条 このプロジェクトは、「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）と称する。

### （目的）

第 2 条 本プロジェクトは、漁業・水産業の各分野の現場で活躍されている女性が、日々の生活や仕事、自然との関わりの中で培った知恵を、様々な企業及び団体等の技術、ノウハウ、アイデア等と結びつけ、新たな商品やサービス、情報を創造し、社会全体に発信することで、漁業・水産業に携わる女性の存在感を高めるとともに、女性にとって働きやすい漁業・水産業の現場改革や仕事選びの対象としての漁業・水産業の魅力向上を後押しすることを目的とする。

### （実施内容）

第 3 条 本プロジェクトは、前条の目的を達成するため、次の取組を行う。

- （1）水産庁増殖推進部研究指導課（以下「事務局」という。）は、本プロジェクトに参加する女性（以下「水産女子メンバー」という。）と、水産女子メンバーとのコラボレーションに取り組む意向を持ち本プロジェクトに参画する企業、団体及び大学や高校などの教育機関等（以下「参画企業等」という。）とを引き合わせ、第 7 条の個別プロジェクトの創出・実行の取組を支援する。
- （2）本プロジェクトを通じた水産女子メンバー及び参画企業等の活動に関し、事務局、水産女子メンバー及び参画企業等はそれぞれ積極的かつ効果的な情報発信を行う。
- （3）事務局は、水産女子メンバーによる地域での自主的な活動及び各メンバー間のネットワーク作りの取組を支援する。

### （事業期区分）

第 4 条 本プロジェクトの事業期区分は、毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までとする。

### （水産女子メンバー）

第 5 条 事務局は、別に定める「海の宝！水産女子の元気プロジェクトメンバー募集要領」に基づき、水産女子メンバーの募集及び登録を行う。

### （参画企業等）

第 6 条 第 2 条の目的に賛同する参画企業等は、第 3 条の実施内容を踏まえ、事業期毎に自らが実施しようとする活動（以下「個別プロジェクト」という。）について、

基本計画書を作成し、事務局に提出する。

- 2 前項の基本計画書には、企画内容、達成イメージ、実施体制及び実施スケジュールを記載することとする。
- 3 事務局は、基本計画書の内容が適切なものと判断される場合には、当該企業又は団体等を参画企業等として登録する。

#### (個別プロジェクト)

第7条 参画企業等は、前条に規定する基本計画書に基づき、個別プロジェクトを実施及び実現する。

- 2 個別プロジェクトは参画企業等と水産女子メンバーで実施する。
- 3 個別プロジェクトの実施に当たり、打合せ等を行う際に発生する交通費、宿泊費その他の諸経費については、原則として参画企業等が負担する。ただし、当該個別プロジェクトに、水産女子メンバーに金銭的利益が生じる商品等の販売の取組や、水産女子メンバーの自己の能力の向上に資する研修等の取組が含まれる場合は、当該取組への参画に必要な費用については各水産女子メンバーが負担する。
- 4 個別プロジェクトの実施に当たり、以下の事項については、参画企業等と水産女子メンバーの間で個別に取り決めるものとする。
  - (1) 個別プロジェクトの実施方法
  - (2) 知的財産権の取扱いに係る事項
  - (3) 緊急時の対応に係る事項
  - (4) その他必要な事項（費用の支払いに係る事項等）
- 5 個別プロジェクトにおいて開発された商品・サービス等から生じた利益の帰属については、当該個別プロジェクトを実施する参画企業等に帰属する。
- 6 水産女子メンバーの個別プロジェクトへの参画は、水産女子メンバーの希望及び参画企業等の要望を考慮した上で、参画企業等と事務局が調整の上、決定する。
- 7 参画企業等は、個別プロジェクトの成果について、当該個別プロジェクトを開始した事業期内において発表する。ただし、個別プロジェクトの内容や進捗状況に応じて、次の事業期以降とすることができる。
- 8 個別プロジェクトの中で生じた紛争については、参画企業等と各水産女子メンバーとの間で解決することを原則とし、事務局は当該紛争に係る責任を負わない。

#### (統一ロゴマーク)

第8条 本プロジェクトの認知度を高めるとともに参加者の連帯感を高めるため、統一ロゴマークを設ける。

- 2 水産女子メンバー及び参画企業等は、第2条の目的を達成するため、別に定める「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」統一ロゴマーク利用に関する規程に従い、関連商品への添付やイベントにおける掲示等、情報発信時において積極的に使用する。

#### (推進会議)

第9条 本プロジェクトに推進会議を置く。

- 2 推進会議の構成員は、水産女子メンバー、参画企業等及び事務局とする。
- 3 本プロジェクトの推進に必要と認める場合には、前項の構成員に加え、学識経験者

等の参加を求めることができる。

4 推進会議は、原則として1事業期に1回以上開催することとし、次の事項を取り扱う。

- (1) 本プロジェクトの推進に係る情報交換
- (2) 第7条の個別プロジェクトの活動状況等に係る情報交換
- (3) 本プロジェクトに係る活動方針等についての合意形成
- (4) その他

5 推進会議の開催に要する費用は水産庁が負担する。また、推進会議に出席するための旅費は、水産女子メンバーについては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に基づき水産庁が支給することができる。参画企業等からの出席者の旅費については、当該参画企業等が負担する。

6 推進会議の庶務は、事務局が行う。

（機密保持）

第10条 本プロジェクトの実施に当たり、個別プロジェクトに参画する構成員間で共有された情報については、あらかじめ合意された場合を除き、第三者に開示、公表、漏洩等してはならない。

（個人情報の取扱）

第11条 事務局が入手した水産女子メンバー、参画企業等の個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）に基づき適切に管理する。

- 2 事務局は水産女子メンバーの了承を得た上で、参画企業等及び第三者に水産女子メンバーの個人情報を提供する。
- 3 事務局から個人情報の提供を受けた参画企業等及び第三者は、第7条の個別プロジェクトの活動等の実施に当たり、水産女子メンバーの了承を得ずに本件目的以外の使用、第三者への開示・漏洩をしてはならない。
- 4 参画企業等は、個別プロジェクトの活動等が終了した場合の他、事務局から指示がある場合、個人情報を適切に廃棄する。
- 5 個人情報について漏洩等が発生した場合は、参画企業等及び第三者は直ちに事務局に通知し、原因究明を図るとともに、対応策を講ずるものとする。

（規約の改正）

第12条 事務局は、必要に応じて本規約の改正を行い、推進会議等の場を通じて水産女子メンバー及び参画企業等に報告するものとする。

附 則

本規約は平成30年11月16日から施行する。

附 則

本規約の一部改正は、平成30年12月3日から施行する。

附 則

本規約の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。